

# - 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 東京都都民の森条例の一部を改正する条例  
公布年月日・番号 平成17年3月31日・東京都条例第86号

## 1 概要

東京都都民の森について、東京における森林の健全な育成及び活用を図るため環境学習等に関する事業を加えるとともに、指定管理者制度及び利用料金制度を導入する必要があり改めるものである。

具体的な改正内容は次のとおり。

### (1) 設置目的等の改正

設置目的に、「森林の健全な育成及び活用」を追加するとともに、事業内容に「環境学習及び森林保全に資する人材の育成」を追加する。

### (2) 指定管理者制度の導入

地方自治法改正に伴い、公の施設運営の一層の効率化と都民サービスの向上を図るため、指定管理者制度を導入する。

### (3) 利用料金制度の導入

使用料を徴収している公の施設について、地方自治法に基づく利用料金制度を導入する。

## 2 施行期日

平成17年4月1日

## 3 問い合わせ先

環境局自然環境部緑環境課森林保全担当

直通電話 03(5388)3551

都庁内線 42-647